

2012年10月26日

宮城県知事 村井嘉浩 様

宮城県立 船岡養護学校 同窓会
会長 杉山 裕信

拝啓 時下、貴職におかれましてはご清祥のこととお慶で申し上げます、日頃より障がい者福祉にご尽力いただき感謝申し上げます。

私たち船岡養護学校同窓会は、開校40周年をこえる卒業生670名になる互助組織です。私たちの多くは県内各地から集められ、人によっては小学1年から高校3年までの12年間、自分の生まれ育った所とは別の地域で生活しなければならず、学校を卒業した後、自分の生まれ故郷に帰っても誰も知る人はなく孤立状態になります。孤立状態を防ぐためにも同窓会の活動は重要だと思い、日々活動をしてきました。

そんな中、震災が起きました。こういう状況の中では益々孤立感が強くなるのではないかと思います。「東日本大震災に関するアンケート」調査を行ないました。調査の結果から要望文をつくり提出しましたが、震災後1年7ヵ月を過ぎ、障がい者への支援などの状況を見るにつけ新たなる要望といえますか提案がありますのでここに申し上げます。

この提案につきまして、11月27日までにご回答いただきますように宜しくお願いします。

敬具

提案

1. 災害時要援護者避難支援プラン(個人計画)について

災害が起きた直後から避難生活が終わるまで、災害時要援護者にとって災害時要援護者避難支援プラン(個人計画)が必要だったにもかかわらず、災害時要援護者登録さえまともにしている市町村はなく、その結果が障がいのある人の死亡率は障がいのない人の3倍近くなったと思っています。

そこで、災害時要援護者には全員避難支援プラン(個人計画)を義務付けるように提案します。

(保険福祉部 保険福祉課)

2. 「福祉避難室」の設置について

避難所のあり方については、仙台市保健福祉局の「福祉避難所の運営について」の中では、『指定避難所での「福祉避難室」の運用』ということが記載されていますが、体育館での避難が困難な人のために、教室の活用なども必要です。指定避難所となる学校等は、段差をなくし多目的トイレや手すりの設置等、バリアフリー化を図っ

て下さい。

それから、災害救援についての提言の中に『指定避難所での「福祉避難室」の運用』というものがあります。このことは福祉避難所をいくら数多く設置しても到底足りないので、今回のような震災では指定避難所を使わざるを得ず、しかしバリアフリーが進んでおらず指定避難所が私たちは使えなかったのです。体育館での避難が困難な人のために、教室を「福祉避難室」として使えるようにして下さい。

(教育委員会)

3. 個人情報保護法のあり方について

地域の力で避難または避難生活ができる方法については、個人情報保護法が壁になり、町内会、民生委員などとともに全国から来たボランティアや被災者支援をしていたNPOの皆さんも活動することに困難を極めました。このことについて行政と「災害時における支援団体」が災害時はもちろん、平時からでも情報交換ができるような仕組みをつくって下さい。

(保健福祉部 保険福祉総務課)

4. 復興住宅について

仮設住宅や、みなし仮設住宅の状況を見て思うのは、バリアフリーと言ってもスロープを付けただけで、中には玄関の幅が車椅子よりも狭く、玄関から入れない事態もありました。こういうことがないように復興住宅を建てる前に、障がい者に意見を聞く機会をつくるべきであります。

(土木部 復興住宅準備室)

5. 避難所の運営や生活の課題について話合う専門機関設置について

避難所生活で、それぞれの所でリーダーになった人が運営に携わりましたが、障がいのある人に対して理解している人が必ずしも多くはありませんでした。福祉避難所での運営も含め課題を話合う専門機関を設けて下さい。その中には必ず「災害時における支援団体」と障がい当事者を入れて下さい。

(保健福祉部 保険福祉総務課)

6. 普段の普通学校と支援学校のあり方から防災力を高める提案

これは災害が起きた時に感じたことであり、アンケート調査の結果からも読みとれることですが、養護学校の児童生徒は普通学校から切り離されて孤立状態になります。要するに、地域の学校に学籍も置けないので、その地域にその人がいるということにならないので、存在が消えてしまいます。隣県の岩手県では、この問題を解決するために「複籍」と言って支援学校と地域の普通学校に学籍を置いて、本人が希望すれば、地域の学校に通学できるようにしたとのこと。今回の震災では、このことが地域とつながることになり有効であったと聞いています。ですので、障

がいのある子どもも地域とつながり、支援学校を卒業した後、地域から孤立しないためにも、ぜひ宮城県でも「複籍」を実現して頂きたいです。

(教育委員会)

7. 避難所生活体験訓練について

今回の震災でつくづく思ったのは、地域防災力の無さです。この力を付けるためには、様々な試みから色々な仕組みをつくる必要があります。その1つとして「避難所生活体験訓練」を提案します。これは避難訓練とは違い、震災の起きる時間を様々な設定して体育館等の鍵を開け避難所を開設するところから、教室を福祉避難室につくりかえたり、誰がリーダーとして避難所を運営するかとか、女性に運営にかかわってもらい女性の居場所づくりをするとか、町内に住んでいる障がい者や高齢者の対応を誰がするかを確認しながら1拍して、電気・ガス・水が使えない時どうするか体験することを目的とします。これをすることによって、地域住民の関係性が深まり、平時の地域力もあがり住みやすい地域になると思います。

今は、まだまだ震災から間もなく、生々しいのでできないと思いますが震災から5年後の2016年頃から「避難所生活体験訓練」ができるように今から専門機関をつくり話し合い準備して下さい。

マニュアルをつくっただけでは全然役に立たなかったことは、今回の震災で分かったと思います。マニュアルより細かいことを決めた運用規則(ルール)をつくり、実際に実行してみて課題が見つければ改善する、そしてこれを繰り返しやっていくことが重要です。

これは総合的なことですので県が他の市町村に任せるのではなく、県が責任を持って自ら考え決めて下さい。

8. 全く進まない震災に対する障がい者支援や防災対策を進めるために

障がい者の防災や災害支援や震災復興計画等において、県レベルでも色々な部や課にまたがりますし、警察や消防等とも連携をとらなければならないし、国や市町村とも連携をとらなければならないし、ボランティアや市民活動団体とも連携しなければ、この苦難には立ち向かえないと思います。宮城県が「震災対策先進県」となるためには、障がいのある人のことを抜きには考えられないので、知事の主導で「縦割り」でどうにも進まない今まで挙げた諸問題を解決するための仕組みをつくって頂きたいです。

先日、今後数十年の間にM8以下の余震が起きる可能性があるということで、津波も起きるかもしれないので、それを考えると備えるために着実に私たちの提案を真剣に考えて頂きたいです。

以上

障 第 1 0 2 3 号

平成24年11月22日

宮城県立船岡養護学校同窓会

会長 杉山 裕信 殿

宮城県保健福祉部長



要望への県の対応方針について（通知）

県政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年10月26日付けで要望のありました下記のことについては、別紙のとおりですので、御理解願います。

記

災害時における障がい者への支援についての要望

保健福祉部障害福祉課企画推進班

電話：022-211-2538

メール：syoufukup@pref.miyagi.jp

別紙

担
当

保健福祉部 保健福祉総務課 企画調整第一班 (電話 022-211-2507)

件 名	1. 災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）について
回	<p>県では、「災害時要援護者支援ガイドライン」（平成18年10月）を策定し、各市町村における災害時要援護者避難支援プラン（全体計画・個別計画）の策定、災害時要援護者名簿の作成等の取組について支援してまいりました。</p> <p>東日本大震災以前の各市町村の取組の状況といたしましては、災害時要援護者名簿については34市町村で「整備完了」または「整備中」となっており、個別計画については30市町村で「整備完了」または「整備中」となっておりましたが、東日本大震災におきましては、これらの備えが必ずしも有効に機能しなかった市町村もあったと伺っております。</p> <p>県といたしましては、東日本大震災の教訓や、国における検討の内容を踏まえ、「災害時要援護者支援ガイドライン」を改訂し、より実効性のある要援護者支援の取組が進められるよう、引き続き市町村を支援してまいります。</p>
答	

別紙

担
当

保健福祉部 保健福祉総務課 企画調整第一班(電話 022-211-2507)
教育庁 総務課 広報調整班(電話 022-211-3614)

件
名

2. 「福祉避難室」の設置について

回
答

避難所の設置・運営については市町村において行いますので、ご提案の「福祉避難室」を設けるか否かの判断も、一義的には市町村が行うものです。

国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)では、「教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」として対応することも効果的である」とされており、県といたしましても、各避難所の実情に応じた柔軟な対応が望ましいと考えております。

なお、県教育委員会では、東日本大震災での教訓を踏まえ、県立学校を避難所として指定している市町と、順次「基本協定」を締結する予定としておりますが、その際、避難所としての県立学校の利用方法等も含めて、協議を行うこととしております。

東日本大震災の際には、高齢者や病人等の災害弱者等のために教室を開放するなど、避難者の実態に応じた対応が行われた例もあったことから、その協議の中で、市町から「福祉避難室」についての提案等があれば、学校施設の管理上問題がないか等も踏まえて、検討して参りたいと考えています。

また、学校施設のバリアフリー化を図る場合には、一定の要件のもと国からの財政支援を受けることが可能になっていきますので、市町村教育委員会に対してバリアフリー化の促進について、働きかけて行きたいと考えております。

別紙

担
当

保健福祉部 保健福祉総務課 企画調整第一班(電話 022-211-2507)

件
名

3. 個人情報保護法のあり方について

回
答

県の「災害時要援護者支援ガイドライン」(平成18年10月策定)では、的確な安否確認や避難誘導を行うために、要援護者の個人情報の把握、共有、管理方法についても示しているところですが、市町村においては、個人情報保護の観点から、要援護者の情報の取扱いは慎重に対応しているところが多いと認識しております。

現在、県のガイドラインについては、東日本大震災を踏まえた見直しを行っているところですが、より実効性の高い内容とするため、沿岸市町の意見も伺いながら作業を進めており、国のガイドライン見直しとの整合性も図りながら年度末までに改訂し、市町村に対して、関係機関等での適切な情報共有や個人別の避難計画である個別計画の在り方などについて示していくこととしております。

別紙

担
当

土木部 復興住宅整備室 復興住宅整備班（電話 022-266-1066）

件
名

4. 復興住宅について

回
答

各市町においては、災害公営住宅の整備にあたり、被災者の住宅再建に関し、世帯毎に個別相談等を実施しているところであり、この中で、障害者に対しても十分な意見聴取が行われるよう、県としても市町を指導してまいります。

別紙

担
当

保健福祉部 保健福祉総務課 企画調整第一班(電話 022-211-2507)

件
名

5. 避難所の運営や生活の課題について話し合う専門機関設置について

回
答

国は、「福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン」(平成20年6月)において、「市区町村は、指定避難所の避難所運営組織の中に、地域住民、有資格者や専門家等(看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域福祉推進委員等)から構成される要援護者班を設置すること」とし、各避難所における要援護者からの相談対応によるニーズの把握、確実な情報伝達、支援物資の提供等の対応を適切に実施することとしております。

県といたしましては、こうした考え方にに基づき、市町村による避難所運営に際して、障害者をはじめとする要援護者のニーズを的確に把握し、要援護者に配慮した避難所運営がなされるよう、引き続き市町村を支援してまいります。

別紙

担
当

教育庁 特別支援教育室 企画管理班 (電話 022-211-3714)

件
名

6. 普段の普通学校と支援学校のあり方から防災力を高める提案

回
答

岩手県で実施しているものは「交流籍」と言われるもので、交流及び共同学習を希望する小・中学部の児童生徒が、居住地の学校に「副籍」として副次的な籍をもつことで交流及び共同学習を活発化させる試みです。

宮城県においては、平成16年度より、「居住地校学習」として、交流及び共同学習を希望する小・中学部の児童生徒が、居住地の学校で学習する試みを継続して取り組み、実績を上げています。

今回の震災においても、避難所において居住地校の学校の児童や父兄に声をかけられたり、支援をしてもらい助かったとの声をいただいています。

宮城県としては、「副籍」の有無にかかわらず、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことは今後も重要と考え、事業を進めていく考えです。

別紙

担
当

総務部 危機対策課 防災対策班（電話 022-211-2375）

件
名

7 避難所生活体験訓練について

回

答

避難所の設置・運営及び避難訓練については、県地域防災計画において、市町村が実施することと規定しており、ご提案の「避難所生活体験訓練」の実施や避難所運営規則等の作成は、市町村の責任において行われるべきものと考えております。

別紙

担
当

保健福祉部 保健福祉総務課 企画調整第一班(電話 022-211-2507)
保健福祉部 障害福祉課 企画推進班(電話 022-211-2538)

件
名

8. 全く進まない震災に対する障害者支援や防災対策を進めるために

回
答

本年9月6日に改正された国の「防災基本計画」においては、新たに「地方公共団体は、高齢者や障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めること」、「災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るもの」等と規定されました。

県といたしましては、防災基本計画の考え方や、東日本大震災における対応の検証・教訓等を踏まえ、国や市町村とも連携を取りながら、今後とも障害者をはじめとする災害時要援護者に対する支援を推進してまいります。